

船舶事故調査報告書

令和3年10月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	のり養殖施設損傷
発生日時	令和3年1月15日 00時50分ごろ
発生場所	愛知県南知多町大井漁港南東方沖 師崎港片名沖防波堤南灯台から真方位070° 800m付近 (概位 北緯34°42.8′ 東経136°58.8′)
事故の概要	プレジャーボート ^{なぎさ} 渚は、航行中、のり養殖施設に進入し、同施設が損傷した。
事故調査の経過	令和3年1月27日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 渚 4.8トン
船舶番号、船舶所有者等	270-47735愛知、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 なし のり養殖施設 のり養殖施設のアンカーロープに切損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、回航の目的で北進中、大井漁港南東方沖に敷設されたのり養殖施設（以下「本件施設」という。）に進入し、推進器が、同施設のアンカーロープを巻き込み、同ロープを切損した。</p> <p>本船は、船長が118番通報を行い、来援した水難救済会所属の船舶によって本件施設から引き出された後、自力で航行した。</p> <p>船長は、本件施設の存在を知っていたものの、本件施設付近の海域を夜間に航行したことがほとんどなく、本事故時、海上に多数の点滅灯を認めた際、右舷方に見える点滅灯の間隔が広いところ（以下「本件水域」という。）を通過しようとして同灯の明かりを目視しながら航行していた。</p> <p>船長は、本船のGPSプロッターに本件施設が表示されることを本事故後に知った。</p>
分析	本船は、北進中、船長が、本件施設付近の海域を夜間に航行したことがほとんどないものの、海上に多数の点滅灯を認めた際、本件水域を通過しようとして目視のみで航行したことから、本件施設に進入し、推進器が本件施設のアンカーロープを巻き込み、本件施設が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が北進中、船長が、本件施設付近の海域を夜

	<p>間に航行したことがほとんどないものの、海上に多数の点滅灯を認めた際、本件水域を通過しようとして目視のみで航行したため、本件施設に進入し、推進器が本件施設のアンカーロープを巻き込んだことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、夜間に養殖施設が敷設された海域を航行する場合、海図等で事前にその位置を把握するとともに、目視だけに頼らず、GPSプロッターを十分に活用して常時適切な周囲の見張りを行うこと。